

成年年齢引下げと相続税・贈与税

令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。相続税や贈与税の未成年者を対象とした税制についても適用年齢の改正がされています。今回は令和4年4月1日以降の贈与・相続において適用年齢が20歳から18歳に改正された各種制度の概略をご紹介します。

【受贈者要件】

1 その年の1月1日において18歳以上(改正前20歳以上)となる制度

1-①相続時精算課税【贈与税】

60歳以上の父母又は祖父母から18歳以上の子又は孫に対する贈与について2,500万円まで課税を猶予し財産の早期移転を促す制度です。贈与した財産が2,500万円を超過する部分については20%の税率で贈与税が課税され、贈与財産は相続時に贈与時の時価で相続財産に加算され算出された相続税額から既に納付した贈与税額を控除して納付する相続税が計算される制度です。

暦年課税(年110万円まで非課税)制度との選択適用であり相続時精算課税と選択するとその直系尊属からの贈与については暦年課税制度の適用はできなくなります。

将来において価額が上昇する資産や収益性の高い資産の贈与をする場合に適用を検討します。

1-②住宅取得等資金の非課税【贈与税】

父母又は祖父母から自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築等の対価に充てるための金銭の贈与について500万円(省エネ等住宅の場合は1,000万円)まで贈与税を非課税とする制度です。

1-③贈与税の特例税率【贈与税】

平成27年分以降の贈与について、直系尊属(父母や祖父母)から18歳以上(改正前20歳以上)の子又は孫が受けた贈与(特例贈与財産用)については、その他の者からの(一般贈与財産用)に比べ贈与税率が低く設定されています。

【受贈者要件】**2 贈与の日において18歳以上(改正前20歳以上)となる制度****2-①事業承継税制【贈与税・相続税】**

非上場株式会社の株式等を贈与又は相続等により取得した場合において一定の要件のもと、その納税を猶予し後継者の死亡等により納税猶予額が免除される制度です。本制度の適用を受けるためには特例承認計画に確認は令和5年3月31日までに受けなければなりませんので、ご注意ください。

【受贈者要件】**3 結婚・子育て資金管理契約締結の日において18歳以上(改正前20歳以上)50歳未満となる制度****3-①結婚・子育て資金の非課税【贈与税】**

18歳以上50歳未満の受贈者が結婚、子育て資金に充てるため金融機関等との一定の契約に基づき受贈者の直系尊属である贈与者から贈与を受けたときは1,000万円までの金額は贈与税が非課税となる制度です。

【相続人要件】**4 相続等の日において18歳未満****4-①未成年者控除【相続税】**

相続人が未成年のときは、成年年齢18歳(改正前は20歳)に達する年数に10万円を乗じた金額が相続税額から控除される制度です。

4-①の未成年者控除は対象年数が減少しますので対象者が減少しますが、その他については対象者が増加する改正となっています。